

別紙第2 (第17条関係) 法人会員届出事務手数料

(届出手数料)

1 法人会員届出事務手数料は、連合会会則第63条第1項の事務手数料を含み、次のとおりとする。ただし、住居表示の実施若しくは変更又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）又は本会が認めた場合の届出事項の変更については、法人会員届出事務手数料の納付を要しないものとする。

(1) 入会届（設立）	25,000 円
(2) 同（主たる事務所移転）	10,000 円
(3) 同（従たる事務所の移転又は設置）	2,000 円
(4) 届出事項変更届（他の司法書士会の区域内からの主たる事務所移転）	20,000 円
(5) 同（前号を除く。）	4,000 円
(6) 解散届	4,000 円
(7) 合併届	4,000 円
(8) 清算終了届	4,000 円

(連合会届出事務手数料の送付)

2 本会は、毎月末日に連合会に代わって徴収した当月の連合会の届出手数料を連合会に送金する。

附 則

(施行期日)

1 この会則別紙第2は、平成15年4月1日から施行する。
(平成26年5月17日変更)